

【問い合わせ先】

海上保安庁

警備救難部救難課

課長補佐 坂本（乗船中の事故、海浜事故関係）

TEL 03-3591-6361（内線 5901） 03-3581-2828（夜間直通）

交通部企画課企画調査室

主任企画調査官 今井（船舶事故関係）

TEL 03-3591-6361（内線 6202） 03-3591-5650（夜間直通）



平成 24 年 3 月 22 日
海 上 保 安 庁

海難の現況と対策について（平成 23 年版）

平成 23 年における海難の発生状況は、以下のとおりです。

1 船舶事故隻数は 2,533 隻（前年 2,400 隻）で 133 隻増加

増加の理由としては、

- ・平成 22 年 12 月 31 日から平成 23 年 1 月 1 日にかけて、山陰地方での豪雪により 346 隻が浸水するなど、台風・異常気象下における船舶事故が 412 隻発生した

ことが要因となっています。

なお、船舶事故隻数は増加しましたが、これら台風・異常気象下の船舶事故を除くと、昨年より船舶事故隻数は減少しました。

一方、改正港則法・海上交通安全法の施行から 1 年半が経過し、海上交通センターの機能強化等、ふくそう海域における船舶交通の安全対策の強化が図られたことから、ふくそう海域における船舶事故が約 7 割減少しました。

2 死者・行方不明者数は 1,236 人（前年 1,439 人）で 203 人減少

減少の理由としては、

- ・マリンレジャーに関する海浜事故（遊泳中）及びマリンレジャー以外の海浜事故（自殺）による死者・行方不明者が減少した

ことが要因となっています。

これらについて、政策目標の達成状況、海難発生状況の分析、海難防止対策等への取り組み状況も盛り込み、かつ、グラフ・写真等を配して、「海難の現況と対策について」として作成しましたので、お知らせします。

具体的な内容については、概要版をご参照下さい。

海難の現況と対策について～大切な命を守るために～

(平成 23 年版)

<<概要版>>

はじめに (平成 23 年のトピックス)

1 ふくそう海域における船舶事故大幅減

(1) 港則法・海上交通安全法改正から 1 年半が経過

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律が平成 22 年 7 月 1 日に施行され、1 年半が経過しましたが、これにより海上交通センターによる情報提供や勧告などの航行援助の充実強化、地形や潮流など各海域の特性に応じた新たな航法の設定など、混雑した海域（浦賀水道、伊良湖水道、明石海峡、備讃瀬戸、来島海峡及び関門海峡。以下「ふくそう海域」という。）や港内における船舶交通の安全対策の強化が図られました。

海上保安庁では、これら制度の適切な運用を行い、船舶事故の減少を目指してきたところですが、平成 21 年～平成 23 年のふくそう海域における船舶事故発生状況を改正法施行前後に分けて比較したところ、衝突・乗揚事故隻数が約 7 割減となりました。

	法施行前 (H21.1～H22.6)	法施行後 (H22.7～H23.12)	減少率
衝突	37	10	73%
乗揚	15	7	53%
計	52	17	67%

※ ふくそう海域で発生した長さ 50m 以上（関門海峡は総トン数 300 トン以上）の船舶の衝突・乗揚事故



(2) 海上交通センターの機能強化

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行により、海上交通センターの運用管制官が行う業務の内容が拡大・高度化され、これに対応するため、訓練用シミュレーターの導入など、運用管制官に対する研修の充実を図るとともに、全国の海上交通センターに、運用管制官に対する指導・監督を行う「統括運用管制官」を配置し、体制の強化を図りました。

また、平成 23 年には、国際海事機関（IMO）の決議等に準じた運用管制官の資格認定制度を開始しました。

2 平成 23 年は台風・異常気象下における船舶事故が多発

平成 23 年に海上保安庁が認知した船舶事故は 2,533 隻で、平成 22 年と比べて 133 隻増加した。これは、台風・異常気象下における船舶事故が平成 22 年（21 隻）の約 20 倍である 412 隻となったことが要因となっています。

- ・山陰地方における豪雪による浸水事故 346 隻（平成 23 年 1 月 1 日発生）
- ・台風 15 号通過に伴う船舶事故 46 隻（平成 23 年 9 月 20 日～21 日発生）

※ 東日本大震災関連の事故を除く。

3 平成 23 年は死者・行方不明者数が大きく減少

平成 23 年に海上保安庁が認知した死者・行方不明者数は、1,236 人で平成 22 年と比べ 203 人減少し、過去 5 年間で最少となっています。事故内容別にみると自殺（前年比 100 人減）及び遊泳中（前年比 41 人減）が大きく減少しています。

※ 東日本大震災関連の事故を除く。以下、同じ。

第 1 章 海上保安庁の政策目標

1 我が国周辺海域で発生する船舶事故隻数の減少

平成 23 年の我が国周辺海域で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。）は 2,508 隻となっており、目標（平成 27 年までに 2,220 隻以下）を約 280 隻上回っており、目標の達成には至りませんでした。

2 ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模な船舶事故の防止

平成 23 年は、ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模な船舶事故の発生は無く、目標（発生数ゼロ）を達成することができました。

3 要救助海難に対する救助率の維持確保

平成 23 年の要救助海難に対する全体の救助率は 95%となっており、目標（平成 27 年までに 95%以上）を達成することができましたが、20 トン未満の船舶からの海中転落の救助率は 31%となっており、目標（平成 27 年までに 35%以上）の達成には至りませんでした。

4 自己救命策確保に関する啓発活動の強化

平成 23 年のライフジャケット着用率※は 44%となっており、目標（平成 23 年から 27 年までの 5 年間の平均で 50%以上）の達成には至りませんでした。

また、海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率は 64%となっており、目標（平成 27 年までに 85%以上）の達成には至りませんでした。これは、山陰地方での豪雪による積雪で 346 隻の浸水事故が発生するなど、台風・異常気象下の船舶事故の影響により低下したものです。

※ライフジャケット着用率：船舶事故に伴う海中転落者及び乗船者の海中転落者のうち、ライフジャケットを着用していた人の割合

第 2 章 海難の現状

1 最近の海上交通の動向・環境の変化

混雑した海域における船舶通航量、特定港への入港船舶総隻数、漁船登録隻数及びプレジャーボート保有数はいずれも減少傾向にあります。

2 海難の発生状況と傾向

(1) 船舶事故

平成 23 年の船舶事故は 2,533 隻（前年比 133 隻増）でした。

特に、平成 22 年 12 月 31 日から平成 23 年 1 月 1 日にかけて、山陰地方での豪雪による積雪で 346 隻の浸水事故（以下「山陰地方豪雪関連事故」という。）が発生するなど、台風・異常気象下の船舶事故が平成 22 年と比較し約 20 倍の 412 隻となっています。

船舶種類別では、プレジャーボート（950 隻）、事故種類別では衝突（648 隻）がそれぞれ最も多くなっています。

衝突及び乗揚事故は、過去 10 年で最少でした。

衝突事故の原因は、漁船及びプレジャーボートについては見張り不十分によるものが目立っており、このうち、操業中等の作業中のものが約半数を占めています。また、貨物船については操船不適切によるものが目立っています。

さらに、プレジャーボート事故は、機関取扱不良による機関故障、燃料欠乏やバッテリーの過放電による運航阻害が目立っており、そのうち約半数は発航前点検を実施していない状況でした。

（2）死者・行方不明者

平成 23 年の船舶事故及び人身事故に伴う死者・行方不明者数は 1,236 人（前年比 203 人減）でした。内訳は、船舶事故 108 人（前年比 9 人増）、船舶事故以外の乗船中の事故 228 人（前年比増減なし）、マリンレジャーに関する海浜事故 234 人（前年比 78 人減）、マリンレジャー以外の海浜事故 666 人（前年比 134 人減）となっています。

（3）海事関係法令違反の取締り状況

平成 23 年における海事関係法令違反の送致件数は 3,349 件（前年比 556 件減）で、中でも海上交通の安全に直接的に影響を及ぼす航路航行義務違反等の海上交通安全法違反の送致件数は 71 件（前年比 11 件減）、港則法違反の送致件数は 102 件（前年比 5 件増）でした。

第 3 章 海難防止対策

1 小型船に対する情報提供の強化

「沿岸域情報提供システム」(MICS) を運用してきましたが、気象情報等の緊急情報については、電子メールを活用してユーザーに能動的に提供する新しいサービスを、平成 23 年 7 月 1 日から第三管区海上保安本部において開始しました。

今後、本サービスは全国に展開していく予定です。

2 関係省庁海難防止連絡会議

平成 23 年から本会議における重点対象事項を「プレジャーボート、漁船、遊漁船及び総トン数 500 トン未満の貨物船、タンカー、旅客船の安全対策の推進」と定め、海難防止対策の推進に係る施策の連携をより一層強化していきます。

3 小型船舶海難防止対策

小型船舶の免許、検査を担う国土交通省海事局と連携し、安全啓発用リーフレットを作成・配布し、小型船舶操縦者に対して遵守事項の周知等を行いました。

今後も小型船舶操縦者の安全意識向上のための啓発活動を実施していきます。

4 全国海難防止強調運動

海の旬間の時期にあわせて、毎年 7 月 16 日から 31 日までの間、「海難ゼロへの願い」をスローガンに、関係行政機関と海事関係団体等民間関係者が一体となり、海難防止思想の普及、高揚を図ることを目的とした「全国海難防止強調運動」を実施しています。

5 漁船海難防止対策

毎年10月に漁業関係団体が主体となって「全国漁船安全操業推進月間」を実施しており、海上保安庁も関係機関と連携・協力の上、漁船海難防止のための各種施策を講じてきました。今後も効果的な漁船海難防止対策を推進していきます。

6 港内における船舶事故防止対策

AISの活用により、行き会い可能な船舶を個別に判断し、管制水路を航行する船舶の長さに応じた交通整理を実施するための港内管制システムを順次導入しています。

7 マリンレジャー事故防止対策

(1) 遊泳中の事故防止

海水浴場等の巡回、若年齢層に対する安全講習会等を実施していきます。

若年齢層に対する指導については、より効率・効果的なものとなるように、児童等に対する事故防止意識の向上を図っていきます。

(2) 釣り中の海中転落事故防止

磯場、防波堤、釣具店等を巡回し、自己救命策の確保等について周知啓発活動を行っていきます。

また、関係機関、釣り団体等との連携・協力を促進し、効率的かつ効果的な取り組みを行うとともに、地域の実情を踏まえた事故防止指導を行っていきます。

(3) 関係機関等と連携した事故防止対策の促進

警察・消防等関係機関と連携し、地方公共団体等に対し安全対策を講じるよう働きかけるとともに、地域関係者による安全対策会議の開催や合同パトロールの実施についても働きかけていきます。

第4章 海難発生時の救命率向上策

1 救助・救急活動の充実・強化

(1) 救助・救急体制の充実・強化

特殊救難隊や機動救難士、潜水土・救急救命士といった専門的な知識・技能を有する救助活動のスペシャリストの配置・養成に努めていきます。

(2) 関係機関との連携・協力体制の充実・強化

警察・消防等の救助機関や民間救助組織との密接な連携・協力体制を充実・強化させることにより、空白地域のない救助エリアの確保や円滑な救助活動の実施に努めていきます。

2 海中転落者のライフジャケット着用率の向上

(1) 漁業者を対象としたライフジャケット着用率の向上

漁船における海中転落者のライフジャケット着用率が依然として低い状況にあることから、着用率の向上に向け地方自治体等関係機関等と連携し、水産関係団体等を実施主体とした自発的なライフジャケット着用推進の働きかけを促す取り組みを実施していきます。

(2) 釣り人を対象としたライフジャケット着用率の向上

釣り人のライフジャケット着用率が昨年よりも減少しており、特に、防波堤及び岸壁での着用率が低いことから、引き続き、釣り中におけるライフジャケットの常時着用等の啓発活動を推進していきます。

3 海難情報の早期入手

海中転落者の海上における生存時間や当庁が救助に要する時間等を勘案し、生存状態で救助するために、海難発生から当庁が情報を入手するまでの所要時間を 2 時間以内にすることを目標としていることから、広く一般に「緊急通報用電話 118 番の有効性」「防水パック入り携帯電話等連絡手段の確保」に関する周知活動等を実施していきます。

また、漁業関係者に対する連絡手段の確保や、釣り人に対しては、迅速な通報を可能とするための複数人による行動等について周知活動を実施していきます。